

平成28年12月8日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成28年12月8日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	岡部 登
消防長	前原 成俊
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	高嶋 好弘

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集頂きましてありがとうございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、12番、庄野克宏君、13番、門瀧雄君を指名致します。

日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者の持ち時間は、質問と答弁時間合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。

8番、古川幸義です。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして質問させていただきます。

質問の前に、先月24日、佐々木議員さんがお亡くなりになりましたので、ご冥福をお祈りして、質問をさせていただきます。

まず質問は、「防犯カメラの今後の運用について」です。

最近、様々な犯罪が多発する中、事件解決の手掛かりの証拠として、防犯カメラからの映像が事件の早期解決に寄与していると思われま

す。また、地域住民を脅かす犯罪や、住民が不安と感じている地域での事件・事故発生への間接的な抑止力となっているのではないのでしょうか。

その他にも地域で抱えている、ごみ等の不当投棄など、地域モラルの低下等の問題に威力を発揮していると思われま

す。本町では平成22年から25年までに香川警察本部生活安全部生活安全企画係より「モデル事業」として防犯カメラ付緊急警報装置が14基設置され、この5年間では防犯の発生の抑止効果としての成果として表れ、防犯に力を発揮しているのではないのでしょうか。

しかしながら、「モデル事業」により設置された防犯カメラは、設置後5年経過し、残り3年間はメンテナンス期間とし設置後から8年は県警事業で維持管理となっております。

その後は、市町や自治会等で機器の維持管理できるものは、市町や自治会等
に無償譲渡し、市町や自治会等で維持管理出来ないものや、設置する必要性
が認められないものには撤去する方針だと丸亀警察署より自治会宛に説明が
ありましたが、地域の住民は今まであった防犯カメラが取り除かれると、犯
罪・事故への抑止力が無くなり、犯罪・事故が撤去後多発するのではないかと
治安・防犯に対し、不安を感じております。

是非、防犯カメラの継続を強く要望致します。

よって次の質問を致しますので宜しくご答弁お願い致します。

一つ、町として防犯カメラを設置している自治会からの、意見の取りまと
め・要望などを求め、現状を充分把握した上で検討を行い今後、継続や撤去
等の方針を立てるのでしょうか、お答え願います。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

古川議員の現状を把握した上で検討を行い、今後継続や撤去等の方針を立て
るのかとのご質問にお答えをしております。

ご質問の防犯カメラは、平成22年度から25年度にかけて県警察が県子ども
安全・安心防犯環境整備事業により、住民の防犯意識が高く防犯活動が活発
な地域をモデル地区として選定をし、町内では14カ所に緊急警報装置と防犯
カメラを設置したものであります。

この事業が終了するに当たり、県警察から自治会へ事業終了後も自治会内で
機器の運用を継続するか継続しないかの希望について照会が行われるととも
に、自治会が自ら継続運用を希望する場合は県警察から自治会に機器を譲渡
し、また自治会が継続運用を希望しない場合は県警察により機器の撤去がな
されようとしているものでございます。

従いまして、機器の継続使用につきましても撤去するにつきましても、まず
自治会の意思が肝要でございますので、町としてはまず自治会から県警察へ
の意思表示を尊重するとともに、また自治会から別途町への要望があるよう
でありましたら、要望について必要性や効果を検討していく所存でございま
す。

よろしく願いをいたします。

議員（古川 幸義）

先月11月29日付にて、総務課より関係自治会宛てに調査依頼のアンケート
が届きました。

内容を拝見しましたところ、過去に警報装置の作動の有無、また警察からの
照会はあったか、防犯カメラ警報装置設置の効果はあったか、また終了後
の、継続するか否かの意思を調査されたわけですが、その結果、意見要望は

どうであったでしょうか。

また、設置箇所14カ所の中で公共施設などに設置している場合の意見の収集はどのようにして集められたかお答え願います。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの古川議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、今現在、町内14カ所に設置された防犯カメラ、これを12の自治会で管理をいただいております。

つまり、中に2自治会につきましては、2カ所カメラを管理していただいとるところがございます。

先般、この12自治会に対しまして、今、古川議員のご質問にもありましたように、防犯カメラの作動実績、また設置に関する効果についてのアンケートを行いました。

今現在のところ12自治会中10自治会より回答をいただいております。

先ほどのご質問の件でございますが、作動実績というところにつきましては、回答をいただいた10自治会のうち4自治会から作動実績があったと、併せてそれに伴って警察からの照会があったという回答をいただいております。

内容につきましては、子供へのいたずらに係る警察への通報によって、そのカメラの映像で確認をした、また選挙ポスターの損壊に係る部分の調査、あるいは自転車の盗難、不審者情報、またカメラ周辺での事故発生に係る調査に伴う確認というところで警察からの照会があったということでございます。

また、その設置に関する効果につきましては、回答をいただいております10自治会全てから効果があると。

内容といたしましては、町全体に係る犯罪への抑止効果があった、とりわけ設置をしております地域周辺に関する犯罪の抑止効果があったというふうな回答をいただいております。

また、公共の施設という部分でございますが、ある意味設置をしている部分、これは全て公共の部分というような判断ができようかと思えます。

そういったところで、このアンケートの結果を鑑みますと、今現在設置をいたしております防犯カメラの効果、それと必要性につきましてはこの回答から推して知るべしかなというふうな思いを持っております。

以上、再質問に対する回答とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁どうもありがとうございました。

次の質問に入ります。

今後、自治会の要請により防犯カメラを維持継続された場合、事故、犯罪等

により証拠、手がかりとしてハードディスクに残る映像の確認を要求された場合や必要に応じ画像提供を受けた場合、個人情報保護法に基づき管理上のプライバシーの保護、取り扱いはどこがするのでしょうか、答弁願います。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの管理上のプライバシーの保護、取り扱いはどこがするのかとのご質問にお答えをいたします。

防犯カメラの管理におけるプライバシーの保護は、設置場所に応じ、その設置者及び管理者の責任において取り扱う必要がございます。

本来、撮影される個人のプライバシーは憲法に保障された権利であり、また撮影記録される映像は特定個人の識別が可能となる個人情報として保護が必要となります。

公の場所に防犯カメラを設置するためには、その映像を第三者に提供可能な状況、すなわち捜査機関に映像提供を求められた場合や個人の安全に際し緊急且つやむを得ない場合など、客観的に妥当と判断できる場合に限定してカメラを用いるという前提が必要になると思われます。

そのためにも、あらかじめ管理規定などで、映像提供は犯罪抑止にやむを得ないため必要である場合に限るとして、それ以外の目的への使用禁止をするなど運用の方法を定めることが必要となってまいります。

町で防犯カメラを設置する場合は町の設置要綱として、自治会が設置もしくは県警察から譲渡を受けて運用される場合は自治会にて防犯カメラの管理規定を設けることとなると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁にあったように、映像は特定個人の識別が可能になり、個人情報となることにより保護が必要となります。

確かに法律ではそう定められて、扱いには慎重であらねばと認識しております。

各自治会単位で管理規定を設けるのはいささか無理があるのではないかと思います。

例えば、映像等の提供に関し、法廷で証拠として捉まえた場合、自治会が個人情報保護法に関しての規定などを整備するのは難題であります。

企業、団体と確約書、誓約書を自治会で交わす場合は、やはり市町などを交えて交わすのが通常の事例でもありますので、検討、協力お願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの古川議員の再質問に対しましてお答えをいたします。

確かに今ご指摘のとおり、自治会が今後管理をしていくといった場合に、自治会において管理規定を設けて、それに基づいて管理していくという事はかなり難しいというふうな思いは当然町としても今思っております。

実際、管理をする場合において、管理規定の準則というのは今現在県のほうから示されておりますが、まだ今のところはそういった規定を設けることなく現実的に運用しているという状況でございます。

今現在は香川県の警察本部、それと多度津町、それと管理をいただいております自治会、この三者で甲乙丙というような形で覚書を交わしております。

多度津町の14カ所の防犯カメラにつきましては、22年度当初に4カ所、翌年23年度に6カ所、その次、24年度に3カ所、そして25年度に1カ所というような形で、順次14カ所設置して管理しておるわけですが、その都度、今言ったような形で県、町、自治会、三者での覚書を交わしまして、毎年県警本部が設置した防犯カメラ、この確認をするのと同時に、1年更新で覚書を交わしてきておるといような状況でございます。

その覚書の中で、管理をする機器及びそれぞれの県、町、自治会の役割分担というものを明記した上で運用してきているといような状況がございますが、今問題になっております今後県がそちらから手を引くといようなことになるという状況の中で、この運用をどうするんだということが今問題になってきておるわけですが、それにつきましては先ほどの答弁でも申し上げましたように、公の防犯上の必要性、また犯罪の抑止効果等も含めまして十分に今後検討していく必要があるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

詳細なる答弁どうもありがとうございました。

それでは、次の質問をさせていただきます。

機材の保証期間の8年を過ぎ、故障の対応、メンテナンスはどこが管理を行い、費用が発生した場合はどうするのか、また電力等の維持はどうするのかについてお答え願います。

総務課長（矢野 修司）

ただいまのご質問のメンテナンスはどこが管理を行い、費用が発生した場合どうするのか、また電力等の維持はどうするのかとのご質問にお答えをいたします。

この事業におきましては、従来、県警察が機器を所有、設置を行い、多度津町がその電気を負担、そして警察から機器の貸与を受けた自治会が機器の日常管理や現場確認を行うという役割分担が行われてまいっております。

自治会が県警察から管理を引き継ぐことを希望した場合、電気料金について

は引き続き多度津町にて負担することといたしますが、機器に故障が起こったときやメンテナンスの必要が生じた場合はその修理や更新を実際に行うか、また行わないかの判断も含めまして、今後の機器所有者の決定に基づき費用が発生することとなります。

従いまして、機器の修理費やメンテナンス費用につきましては、機器所有者が自治会であれば自治会にて負担していただくことになるというふうに判断をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

機器の修理費やメンテナンス費用を自治会で賄うのは無理があるのではないのでしょうか。

費用について、どれぐらいかかるのか調べてまいりました。

結果、カメラの修理費用として、壊れた場合、カメラ本体が10万円から15万円、ボタン装置が3万円、内蔵ハードディスクが3万円から5万円と非常に高価なものであります。

この費用を自治会に掲示しましたら、どこの自治会も引き受けることに承諾は受けられないと思いますので、今後、町のほうでフォローのほうよろしくお願いいたします。

次の質問に参ります。

今後、防犯カメラ設置補助が終了いたしますが、今後新たに必要とされる箇所や今まで申請していなかった自治会などから要望があれば、新設、増設などの対応はするのでしょうか。

総務課長（矢野 修司）

ただいまご質問の今後新設、増設等の対応はどうかとのご質問にお答えをいたします。

現時点で、多度津町が自治会要望に基づき新たに防犯カメラを新設する予定、またその設置費用を補助する予定につきましては現在のところはございません。

自治会から要望があるようであれば、先のモデル地区である機器の継続費用に関する要望と同様、必要性や効果を検討していく所存でございますが、防犯カメラにつきましては設置箇所における犯罪抑止や犯罪の起きた後の警察による捜査活動には効力を発揮いたしますが、限られた財源の中、防犯灯の設置補助などの他の手段も含めて費用対効果を検討する必要がございますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

新設、増設の対応はどのようにするのかの答弁をいただきましたが、町として新たな設置要望は受け入れないという答弁の解釈でよろしいでしょうか。

実は、私もこの件につきまして調査しました結果、香川県警察防犯カメラ設置促進事業というのがありまして、香川県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱第6条の規定に沿って申請が可能であり、補助内容は、県補助金は対象物の2分の1以内であって30万円を限度とし、市町の負担金という内容があります。

答弁の内容とは相反するところがございますので、答弁よろしく願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの古川議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁につきましては、今後増設する要望に対しては対応しないという意味では決してございません。

今現在、増設に関する地域からの要望というものは、今のところ特には上がってきておりません。

しかしながら、継続利用につきましての対応につきましては、先ほどから申し上げておりますように今後検討していくということでございますが、今古川議員がおっしゃったように、今現在29年度の県予算の中では継続使用をするに当たって機器を更新する場合、30万円を上限にして町と県が半額ずつの15万円を負担するというような制度があるのは存じております。

しかしながら、その制度につきましては29年度以降、つまり30年度以降も継続するかどうかというのは今のところ不透明でございます。

残り2つの自治会からの回答も待った上で、全体の状況を判断いたしたいと考えております。

また、先ほど申し上げた増設につきましては、町の中で新たに道がついたり、そういうふうな状況が日々変化してきているという現状もございますので、そういったところも含めてその必要性等についてもあわせて検討する必要があるというふうには考えております。

補助金の活用が30年度以降も継続できるということであれば、それも含めて前向きに検討はしていく必要があるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁どうもありがとうございました。

防犯カメラ設置費用は、私も資料を見ましたところ平成28年度12月で終了いたすということを明記されておりますが、じゃあその後はしないのかと警察本部のほうへ意見を求めたところ、28年度は12月で終わると。30年、31年、

33年までと、行政側の補助があれば、自治会の方等、警察本部から補助金は出るというふうに話をされてましたので、今後とも申請があったところは対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目の質問に入ります。

「生活不活発病を予防するには」について質問いたします。

我が国は、超高齢化社会の到来により、今後高齢化社会に伴う医療、介護費の増加は避けて通れない課題であります。

医療、介護費の増加、さらに拍車をかける要因の一部として生活不活発病が挙げられております。

生活不活発病は、体を動かさない状態が続くことで心身機能が低下していく病気であり、特に高齢者や持病のある人に起こりやすく、一旦発症すると治りにくく、寝たきりの原因や体の機能低下、免疫力の低下によってさまざまな病気を引き起こし、更に鬱状態や知的活動の低下を引き起こすため、今後の医療費や介護費の増加を誘引する原因でもあります。

そのためにも、予防することが重要であると思っております。

よって、次の質問をいたします。

1つ、本町での過去5年間の医療、介護費の実績現状を踏まえ、過去を分析することにより、潜在成長率を仮定しながら今後5年間の医療、介護費増加を推測するならばどんな傾向に出るのか、概算、予測データなどあれば関係各課より答弁をお願いいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

古川議員ご質問の過去5年間及び今後の医療費についてお答えいたします。

本町の国民健康保険において、過去5年間に生活不活発病、病名としましては廃用症候群の診断を受けた方は平成23年度が14名、24年度が20名、25年度が26名、26年度が22名、27年度が15名で、この方々の年間の総医療費の合計は平成23年度が948万円、24年度が2,407万円、25年度が2,335万円、26年度が1,742万円、27年度が1,234万円となっています。

該当者は高齢者がほとんどですので、保険者である多度津町の負担割合を8割としますと平成23年度は760万円、24年度が1,930万円、25年度が1,870万円、26年度が1,390万円、27年度が990万円となります。

該当者全員、生活不活発病だけでなく複数の疾病を併発しており、医療費全体、全額が生活不活発病の治療に充てられているわけではありませんが、高額な医療費を必要としているのが現状でございます。

また、この5年間から今後の傾向を推測いたしますと、年度ごとに増減はありますが、年間の平均値で該当者は約20人、総医療費は約1,800万円、多度津町の負担は1,440万円と見込まれます。

今後、急激に対象者が増加するとは思いませんが、高齢化が進む中で体を動かす習慣を身につけていない高齢者が増加しますと発症する可能性は高く、徐々に対象者や医療費が増加していくのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

福祉保健課長（藤原 安江）

古川議員ご質問の今後5年間の介護費増加を推測するならばどんな傾向にあるのかについてお答えさせていただきます。

今後5年間の介護費用に関する資料としましては、3年ごとに策定しております介護保険事業計画の中で高齢者人口や介護保険サービス給付費等の将来的な推計をしておりますので、その数値を用いて回答させていただきます。

平成27年の実績を基準とした5年後の平成32年の推計であります。介護保険の第1号被保険者に当たる65歳以上の高齢者は27年が7,167人、高齢化率30.1%、32年が7,347人、5年間で180人の増加、高齢化率32.1%となり、2ポイント増加します。第1号被保険者は、平成30年で7,364人と最も多くなり、その後は減少に転じると見込んでおります。

一方、75歳以上の後期高齢者につきましては年々増加し、平成37年以降も増加が続くと推計しております。

次に、介護保険の認定者数の推計であります。平成27年1,325人、32年1,629人、304人の増加、認定率は18.4%から22.2%となり、3.8ポイント増加すると推計しております。

次に、介護保険サービス利用に係る介護給付費の見込みであります。平成27年度の総給付費は19億811万円で、1年間に約6,800万円ずつ増加していき、平成32年度においては22億4,223万円になり、5年間で3億3,412万円増加、27年度の約1.18倍になると見込んでおります。

以上のデータにより予測されることは、高齢者の増加により介護保険の認定者数や介護サービス利用件数が増加し、介護サービスに係る給付費も増加することは必至であります。

介護給付費の29%を第1号被保険者の介護保険料により負担する必要があることから、現在、本町の介護保険料の基準額は5,400円となっております。

全国の平均は5,514円で、国は平成32年度の介護保険料の全国平均を6,771円と推計し、その5年後の平成37年度には8,000円台になると予測をしております。

本町におきましても介護保険料の上昇は避けられず、今後も介護予防や閉じこもり予防に取り組み、高齢者が生活不活発病にならないよう多様な仕組みをつくるのが介護給付費の節減につながり、介護保険料の上昇を抑制することになると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

詳細な答弁どうもありがとうございました。

再質問等々はたくさんございますが、時間の都合により次の質問に入らせていただきます。

生活不活発病の予防対策としてはどうするのか、また本町が予防策として今から取り組んでいけばどのような効果が出るのかもあわせて質問いたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

生活不活発病の予防対策についてお答えをいたします。

生活不活発病の予防と改善の鍵は、いかに活動的な生活を誰もが長く送れるかということで、いわゆる健康寿命を延ばすことでもあります。

本町が実施しております生活不活発病の予防対策としましては、1つ目に地域包括支援センターが中心になり行っています介護予防や閉じこもり予防への取り組みです。

福祉センターや湯楽里などで楽しく体を動かしたり歌を歌ったり小物づくりをしたり楽しみながら、高齢者は仲間と時間を過ごしておられます。

また、高齢者の閉じこもりを予防するため、歩いていける身近なところに気軽に集まれる居場所づくりにも積極的に取り組んでおり、さらに町の特性を生かしたご当地健康体操を現在作成しているところであります。

その体操を広く住民に周知し、自宅でも実践していただき、筋力の低下予防に役立てていただきたいと考えております。

2つ目に、家庭や地域、社会の中での役割づくりの推進をしています。

シルバー人材センターでの就業や10月に発足しました多度津ささえあい笑顔の会の活動を通して生きがいや働きがい生まれ、そのことが介護予防や活動的な生活の継続につながっていくと考えております。

3つ目に、仲間づくりによる孤立化の予防です。

ひとり暮らし高齢者が増加傾向にある中、地域の行事も減少し地域のつながりが希薄化しておりますが、隣近所や地域の助け合い体制が強くなるような地域づくりに取り組んでおります。

また、元気なときからの仲間づくりのきっかけとして、昨年度より65再会という65歳の同窓会を開催しております。

久しぶりに懐かしい顔に会い、これをきっかけに新たなネットワークができればと期待しております。

4つ目に、介護保険サービス等の適切なサービスの提供に努めることであります。

不適切、過剰なサービスはその方の自立心を低下させるだけでなく、残された能力も低下させます。

5つ目に、子供のときから健康意識を高め、町民みずから健康づくりに取り組むことの重要性の啓発をしております。

本町では、平成27年度に「のばせ健康寿命！つかめ健幸福生活！」を基本理念として第2次健康増進計画、第2次食育推進計画を策定いたしました。

高齢者だけでなく全ての町民に幼少期から楽しく体を動かす等の健康づくりの習慣化を身につけ、心身ともに健康で豊かな生活を目指し、社会全体が一体となった健康づくりを推進するものです。

生活不活発病の予防は、高齢者のみが対象でなく、また単に筋力低下の改善やできるだけ体を動かせばよいだけでなく、その人らしい活動的で生きがいのある活発な生活を送ることが大切です。

そのために、町民とともに、行政、地域、社協、シルバー人材センター等が連携し、生涯にわたる健康な生活が送れるよう取り組み、生活不活発病の予防に今後も努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ご丁寧な答弁どうもありがとうございました。

5項目にわたり、介護費の増加を抑制するのは対策であり、予防が第一であり、町としての取り組みは十分に行えているのがわかります。

高齢化の傾向はとめることはできません。

答弁にもあったように地域包括センターが中心で行っているとはいえ、今後は仕事量の増加、人材の不足などがございます。

地域の中に自然に浸透力を持ったサテライト化も必要と思われれますので、検討のほどよろしく対応願います。

以上で質問を終わりますが、今回は防犯、高齢化による生活不活発病等の質問に対し、当局の詳細な答弁、どうもありがとうございました。

私どもを含め多くの町民の方は、これから先、将来はどうなるのだろうかというような不安を感じております。

ならば、今の現状をしっかりと見詰め、将来に対し行政は万全の対策を講じるのが一番の努めと思っております。

多度津町の将来に差す一隅の光のような希望が持てることを望み、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、8番古川幸義議員の質問を終わります。

次に、7番、小川保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。7番、小川保です。

本日は、瀬戸内国際芸術祭 i n 高見島の総括、そして多度津町の今後のあり方など、関連して質問いたします。

質問に入る前に、故佐々木勇議員に対してご弔意申し上げます。

私ども平成会の先輩議員であります佐々木勇議員が先日11月24日ご逝去なさいました。

連続6期、21年と9カ月の間、さまざまな要職を歴任され、いまだ志半ばと議員活動に精進されておりました。

そのお姿は、まことに、私ども駆け出しの議員あるいは仲間たちなどの滯尽くしとして、常々ご指導いただいております次第であります。

まことに残念でなりません。

ここに謹んでご弔意申し上げます。

さて、質問に入ります。

先日、本町にとっては2度目の瀬戸内国際芸術祭 i n 高見島が行われました。

10月8日から11月6日までの30日間の開催であり、この間2万1,000人余りの来島がありました。

実質27名ほどの住民のふだん静かな島が、このときばかりはたくさんのお客様をお迎えしての賑わいでありました。

どんな形であれ、賑やかに催しが行われることは大変有意義なことだと評価しております。

そのことはさておいて、何事も総括が肝心です。

担当課長にお尋ねいたします。

まず、町からの支出状況はいかがでしょうか。

大まかな項目、例えば香川県に対して幾ら支出したのか、また町独自として設備、準備品などの製作、設置などハード面の支出についてご回答ください、お願いいたします。

産業課長（岡部 登）

おはようございます。

小川議員の瀬戸内国際芸術祭 i n 高見島についての内、町からの支出状況並びに独自のハード面の支出についてのご質問に対し答弁をさせていただきます。

瀬戸内国際芸術祭2016につきまして、30日間、来場者数2万1,028名と、大きな事故もなく無事に終えることができましたことは、議員皆様を初め瀬戸内国際芸術祭にご協力をいただきました皆様方のおかげであります。

この場をおかりして改めて御礼申し上げます。

さて、町から県への支出状況ですが、平成28年度予算として325万円が香川県実行委員会負担金として支払われております。

これは、平成26年度の100万円、平成27年度の325万円と合わせて、3年間の合計750万円が今回の瀬戸内国際芸術祭2016に対する香川県実行委員会への負担金の総額でございます。

次に、町の実行委員会には本年700万円を支出し、その支払いは現在行っておりますが、主なものを申しますと、多度津駅と港の間のシャトルバスの10月分代金が51万円、ピンバッジ作成代金が約50万円、東港町駐車場整地代金が約46万円、スタッフなどのフェリー回数券が約44万円などとなっております、11月末現在の支出合計は約525万円となっております。

今後、高見島で30日間使用させていただいたお礼として高見いこいの家の和式トイレを洋式にかえるなど、島の方々の意見に基づいた支出を行っていきたいと考えております。

以上で小川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

次に、職員あるいは外郭団体への労働に対するソフト面の対価など、支出金額の決算はいかがだったでしょうか。

また他方、収入面においてはいかがでしょうか。

例えば、県からは逆に助成金あるいは町内の皆さんが店舗開設された収入面などなど、現時点で発表できる内容、把握できている内容などに関してお答えいただき、その結果、物質的収入、精神的効果など全ての収支に対してどのような収穫があったのでしょうか、お答えください。

産業課長（岡部 登）

小川議員の瀬戸内国際芸術祭 in 高見島についてのうち、労働に対するソフト面の対価などの支出状況や収入面、並びに収支に対してどのような収穫があったのかについてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

今回、ボランティアの方の人数は延べ180名、県並びに町に雇用された臨時職員等は延べ228名、産業課職員は延べ222名、それ以外の町職員は延べ206名となっております。

その対価でございますが、先ほどの実行委員会からの支出は除いても、直接的にかかわった臨時職員の給与や正規職員の超過勤務手当、またその正規職員の日常業務をカバーしたために発生した他の職員の超過勤務手当など、どこまでを含めるかにもよりますが、前回同様500万円程度の金額になっていると考えられます。

一方、収入面ですが、寄附金という直接的な収入が28件、125万5,000円ありました。

また、町内5事業者から成る多度津町上水道工事業協同組合が高見島の待合所のトイレを男女とも洋式に改修して寄贈してくれました。

ほかにも、町を通さずに直接さざえ隊にベンチを寄贈されたライオンズクラブや、無償で環境整備をしてくださった方々も多数いらっしゃると思います。

また、島内に出店した方たちの収支は不明ですが、次回に向けて出店場所を変更したいとかメニューを変えたいとか、収益を上げるための前向きな意見を聞くことができました。

次に、精神的な効果ですが、お年寄りの笑顔は若者を笑顔にすると福武財団の最高顧問である福武総一郎氏も言っているように、世代を超えた交流は双方に好影響を与えます。

今回、ボランティアに学生を多く配置したのもそのためで、多度津高校、禅林学園、香川短期大学、ポリテクカレッジなど、彼らの若さが芸術祭に活気を与え、その笑顔が島のお年寄りを笑顔にしてくれました。

また、町職員も瀬戸芸を経験せず、高見島に行ったことがないのでは、せっかくのチャンスを無駄にしてしまいます。

そのため、なるべく多くの職員が島に渡れるように配置しました。

ただ、それによって一部の職員に負荷がかかり過ぎたこともありましたので、実行委員会のあり方も含め今後検討していく必要があると感じております。

今回も反省点は多く、全ての収支をつまびらかにすることは難しいと思いますが、芸術祭の経験が人にも多度津町にもよい効果を残せるように、意見を集約して次回につなげていきたいと考えております。

以上で小川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございました。

さて、丸尾町長にお尋ねします。

瀬戸芸高見島は、今後の課題を含めつつ次の3年後にはどのような形が望ましいのか、多度津町全町的にいかに展開すれば町活性化の一助となり得るのか、お考えをお聞かせください。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の瀬戸内国際芸術祭 in 高見島についてのうち、今後の課題を含め活性化に向けてどのように展開していくのかについてのご質問に対し答弁をさせていただきます。

瀬戸内国際芸術祭開催の目的は、離島振興と地域の活性化であります。

また、瀬戸内の島々は離島、過疎などという言葉で表現されることがありますが、それは近代化から取り残された場所なのではなくて、近代化の波に流されずに日本人が本来持っていた心のあり方や暮らし方が今も存在している場所ということでもあります。

古いものを壊して新しいものをつくり続け、都市に人が集中しながら人口が減少している現在、働ける世代と高齢者の世代のバランスが崩れている現在、全ての世代で考え方、価値観を転換していくことが求められております。

都市と自然あふれる島々をつなぐことによって、都市に住む人々にはよい影響を与え、島に住む人々は活気をもらい、お互いのよさを認め合いながら持続可能なよりよい社会を構築していくことが瀬戸内国際芸術祭の理念と考えております。

この3年に1度のイベントを、高見島だけではなく町全体に拡大していきたいと考えております。多度津町にも著名な芸術家が存在いたします。

そのような活躍されている方々を町外へアピールできるようなイベントも必要だと考えます。

今回も町内在住芸術家の作品で町内にある場所を記した地図を作成し、瀬戸内国際芸術祭に来られた方々に訪れていただくためにJR多度津駅やフェリー乗り場の案内所などに配置をいたしました。残念ながらそれを利用して町内を散策された方は少なかったように思います。

3年後に予定されております瀬戸内国際芸術祭では、町歩きのボランティアの方々とコラボしてのイベントなども考えてまいります。

このほか多方面よりご意見をいただきながら、多度津町の全員が瀬戸内国際芸術祭に何らかの形で参加できるような町民挙げてのイベントを目指してまいります。

以上で小川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

町長、ありがとうございました。

次に、お尋ねいたします。

その前に、まさしく瀬戸芸を契機として全町的な芸術の祭典とするよう、瀬戸芸を生かしての展開もあろうかと思えます。

多度津町には、全国の、世界の芸術家、プロの先生方がおいでます。

また、日展に入選されたり、多岐にわたって活躍されている方々もおいでます。

その皆様を中心として、文化の日なども包含してさまざまな角度からオール

多度津で展開ができそうです。

ぜひ、熟慮しつつ、多度津の知名度を上げる工夫をお願いしたいと思います。

もちろん文化は美術のみならず、音楽も料理も、そして文芸も、さまざまなジャンルがあって、総合的な芸術文化、こういったこともお考えいただけたらと思います。

改めて丸尾町長にお尋ねいたします。

瀬戸芸の最終日近くに本通の合田邸が一般公開されました。

4日間で延べ約4,000名の方々が見学に来られたとのお話です。

合田邸を応援するボランティアの皆さんと多度津町の行政、各チームのボランティア活動のご努力で見事に見学会にこじつけた成果は大変有意義なことです。

多度津町のかつての豪商の屋敷が今も現存していること、これは奇跡です。

これを逃してはなりません。

林求馬邸、そして古民家再生によるビジネスプランなど各ポジションをつなぐゾーンとして、いかようにしてこれらを活用することができるのか、つまり今や個人の力だけではいかんともしがたいのではないかと誰もが認識しているところではないでしょうか。

この件について、丸尾町長のお考えを、将来への希望的観測もあわせてご意見、お話など伺ったらと存じます。お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の合田邸等の保存及び活用等についてのご質問にお答えをいたします。

現在、町行政にとって人口減少対策、地方創生というのが喫緊の課題であり、多度津町の歴史、伝統、文化を生かした魅力あるまちづくりが必須だと考えております。

この合田邸は、多度津七福神の一人であります合田房太郎氏と多度津町長や貴族院議員を務めた合田健吉氏親子が建てた邸宅であり、昭和初期ごろにおける良質で大規模な建築物群を今に残しております。

近代において、県下でも随一の発展を見せた多度津町の歴史を示す貴重な建築物であると考えております。

これまで、個人所有の住宅でありましたことから町としての関与は行われておりませんでした。現在文化財の保存という観点だけではなく、まちづくりという観点からも、所有者の意思を尊重しながらではありますが、保存活動に取り組んでおられる地域の方々と協力をして、合田邸の保存と活用について検討を始めております。

一方で、合田邸だけというよりもより広く、いわゆる面的に考えていく必要があるのではないかと感じております。

多度津町には、合田邸のある本通をはじめ、西浜や東浜、家中などで古い町並みを見ることができます。

これらの町並みは、感覚的に大事なものだと思ってもその本当の価値については明確にはなっておりません。

そこで、町民の方々も行政の側も、これらの町並みの本当の価値についてより正しく理解するために、町並みに関する調査を実施したいと考えております。

このような町並みの調査に関しては、町並みの価値を十分に認識した上で、都市計画や空き家対策等の施策と絡めながら利活用していきたいと考えております。

その際には、古民家再生に強い意志を持っているボランティアの皆様と連携、協調して、町内に残された資源の掘り起こしや価値の再認識を行い、歴史ある自然を生かした魅力ある、独自性のあるまちづくりに邁進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

次に、高見島の旧校舎を含む島環境の積極的活用について質問いたします。

東京都町田市玉川大学から八木橋先生を初めゼミ生たちが毎年ゼミ合宿に来られ、高見、佐柳合同運動会に参加、お手伝いをいただいております。

これらを踏まえて、設備の整備事業を考えていただけませんか。

丸尾町長、お考えをお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の高見島の旧校舎を含む島環境の積極的活用についてのご質問にお答えをしております。

現在、高見島小・中学校の旧校舎は、高見島研修センターとして児童・生徒等が豊かな自然環境の中で集団宿泊学習を行い、自然観察や体験学習を通じて生活創造の意欲と忍耐力、自立心を培い、もって健全な成長を図ることを目的とし、教育委員会が管理をしております。

今年度開催されました瀬戸内国際芸術祭の際にも、旧校舎がアート作品の展示場として利活用されましたことはご記憶に新しいことだと存じます。

そのほかにも、四箇小学校5年生の集団宿泊学習や多度津町子供会育成連絡協議会による福野町との交流、今は福野町じゃありませんが、南砺市の福野町エリアとの交流事業及びわんぱく寺子屋や多度津町野球スポーツ少年団の交

流会等、毎年5件前後の利用をいただいております。

ただし、施設につきましては、エアコンやトイレ、シャワー等の修繕、改修が必要であり、利用の際にはご不便をおかけしているのが現状であります。

今後も高見島の積極的活用に関し、利用者の方々からの意見、要望等をお聞きし、島内にある民宿経営への影響や町の財政状況や費用対効果も勘案しながら必要な整備を行ってまいろうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今、丸尾町長からいろいろな高見島の設備について、今後の利用の仕方等々お話いただきましたけれども、私今から要望ですけれども少し申し上げますが、要は現状の設備を単に町内のあるいは近隣の諸君と一緒に利用していくということだけでなく、私がイメージしておりますのは多度津町全体、もちろん高見島がその主役的存在になろうかと思っておりますけれども、稼ぐ力ということも考えていったほうがいいんじゃないかなと思ひまして、今から要望を申し上げます。

少し長い前振りになりますけれども、ご了解いただいたらと思ひます。

先日、11月14日から16日の3日間、関東地域に研修視察いたしました。

私ども町議会建設産業民生常任委員会一同は、3日間の午前午後の時間を有効に活用して、6カ所にわたる研修視察をいたしました。

時系列に申し上げますと、港区国立新美術館、相模原市行政視察、町田市玉川大学、港区TEPIA先端技術館、千代田区国会議事堂並びに憲政記念館、渋谷区國學院大学並びに附属博物館など、たっぷりとさまざまな研修をして知識見識を醸成してまいりました。

それぞれの研修にはそれぞれの有意義な中身がありましたが、特に玉川大学を訪問しました内容についてご報告申し上げます。

長年にわたる八木橋ゼミによる高見、佐柳合同運動会への支援に対するお礼も兼ねて、多度津町長丸尾幸雄氏の名代として表敬訪問いたしました。

先様にはお忙しい中を、理事長、学園長を兼務されている小原学長を初め、菊池理事、照屋学部長、八木橋教授、そして八木橋ゼミの学生さんたちとたくさんの方々とお会いし、打ち解けたお話をさせていただきました。

学内は深い緑の中に点在する校舎群、丘陵地全体が学校の広大な敷地である大学校内に足を踏み入れた瞬間、私は少しの興奮を覚えました。

あっと思ったのは、正面にそびえるコリント洋式の壮大な本館ではなく、その横に、同じように壮大であるが、おしゃれな総ガラス張りの教職員や学生たちの食堂などがある厚生等でもなく、その総ガラス張りの正面に掲げられ

た大きな横断幕にあります。

それには、祝芥川賞、村田耶香と書かれておりました。

あ、そうか、あの「コンビニ人間」は玉川大学の卒業生だったのか。瞬間、私は少なからず感動を覚えました。

また、私どもメンバーが学内のトイレをお借りしましたが、すばらしいトイレ設備です。

清潔で近代的なぴかぴかの設備を気持ちよく利用させていただきました。

きれいな澄み切った空気と、森の中に点在する伝統的な建物や近代的な建物が融合した教育環境の中を私どもも散策いたしました。

町長名代として玉川大学に表敬訪問させていただいたチャンスに、私ども常任委員会のメンバー一同、ありがたく感謝したことであります。

彼らを高見島にお迎えできることは、町民の一人として感激であります。

そして、玉川大学だけではなく全国の学生たちのゼミ合宿用として、海と山の静かな環境を提供する、そのことを売りにしたPRをすればいかがでしょうか。

それには、せめて清潔で近代的な利用しやすいトイレ設備をお願いできたらと要望いたします。

最後に、多度津町の政策については、お金がない、お金がないと、常々予算の使えないことの悩みを聞かされております。

その中で、丸尾町長は知恵を使ってさまざまな催し物をし、多度津の知名度アップなど、活性化などを図っております。

先日の四国新聞に3市を結ぶ自転車コースの記事がありました。

旧引田町時代の1990年度に設置されたASAトライアングル交流圏推進協議会の今年5月の総会で提案があり、事業化を目指すとありました。

一部記事を読ませさせていただきます。

「東かがわ市は、多くのサイクリストが訪れる淡路島を介して関西圏の自転車愛好家を市に呼び込もうと、徳島県鳴門、兵庫県南淡路の両市と連携し、3市をつなぐサイクリングのモデルコースを設定する。既存の道路を結ぶコースで、2017年度、その年度中の利用開始を目指す。事業費は、国の地方創生推進交付金を活用、コースの起点、終着点となる東かがわ市は市内での宿泊者数の増加が期待される。市商工観光課は、関西からの交流人口増加によって市を活性化したい、サイクリスト目線の新たな地域資源発掘にもつながればとしている。」と、抜粋ですけれども。

私も自転車は好きで、時折ですが、今治からしまなみを走って楽しんでおります。

カマタマーレのホーム戦は、自転車で応援に行ったりしております。

以前、瀬戸内圏の自転車ロードを整備できればいなどお話しした記憶があります。

これは一部の方にですけれども、つまり、多度津町の海岸線から今治に向けて走る道、しまなみ海道を走り広島、岡山を周遊して瀬戸大橋を自転車で渡り多度津に帰ってくる。

ぐるっと瀬戸内コース、これが完成した暁にはツール・ド・瀬戸内を開催し、世界のプロのロードレーサーたちが瀬戸内海を走りに来てくれる。

一度にはもちろん無理でしょうけれども、国の地方創生推進交付金を利用して、道を順次整備していけばおもしろいかなというふうに思います。

もちろん人はそれぞれ様々なお考えをお持ちです。

今後、私どもも行政の皆様と発展的に物事を進めていきたいと思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です、ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

一応要望ということで、町長、言うことありますか。

要望ですけれども、答えだけお願ひいたします。

町長（丸尾 幸雄）

ご要望ですからお答えする必要はないかも知れませんが、今のお話をお聞きしておりますし、少し感じた、随分と遠大な構想だし、また高尚な計画だと思っておりますし、そういうことが今の地方創生に大変必要なことじゃないか、重要なことじゃないかと感じましたので、少し私の私見を述べさせていただきます。

やはり小さな多度津町の中で考えていくのではなくて、少し大きい中讃広域、丸亀市を中心とした定住自立圏、もう少し広げて香川県、また今お話しのような他市町と連携してのまちおこし、活性化、そういうことが今から望まれているんじゃないかなと思っております。

そういうことによって、広いエリアでのこの地域に子供たちが帰ってくる、移住、定住の促進、また民間のそれぞれの活力の増大につながっていくのではないかと感じておりますので、そういう考えを私どもの町だけじゃなくて、近隣市町と連携をしながらやっていく体制をとっていかなければいけないと思っております。

そのためには、どうか皆様方のご理解とご協力もお願い申し上げて、私を感じたこと、私見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

これをもって、7番小川保君の一般質問を終わります。

ここで暫時15分ほど休憩したいと思います。

再開は10時35分にしたいと思います。

よろしく願いいたします。

休憩 10時20分

再開 10時35分

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

次に11番渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。一般質問させていただきます。

1点目は、鳥獣被害対策の強化についてであります。

以前にも一般質問させていただきました、また他の議員の方も取り上げられております。

それほど毎年被害は農山村だけでなく全域的に広がり、大きな深刻な問題となっております。

近年は、本町の住宅地にもイノシシが出没し、けが人はなかったのですが、一つ間違えば大事故になりかねません。

全国では、農作物被害総額は200億円前後で推移しているとのこと、恐るべき数値の被害額で、鹿、イノシシ、猿の3獣種による被害は全体の7割、133億円を占めると調査結果が出ております。

それが要因で、農営意欲の減退、耕作放棄地の発生、イノシシとの衝突事故とか人身事故など深刻な状況であります。

その対策として、環境省また農林水産省は、抜本的な鳥獣捕獲強化対策を作成されました。

その策定の理由は、被害防止対策、くくりわな、箱わなによる捕獲や侵入防止柵の設置補助など検討実施であります、鳥獣増加を抑制するには至っていないからであります。

より効率的から効果的に実施するためには、鳥獣被害対策実施隊をつくること、それが被害を最小限に食いとめる対策であり、実施隊を設置している市町村は1,073に達しています。

近隣では、坂出市、まんのう町、琴平町が設置しています。

本町もいろんな事情があるとは思いますが、早急な対応が絶対に必要であります。

死活問題であり、人身事故にもなりかねない現状に、町において鳥獣被害対策実施隊を中心とした体制整備が先決と思いますが、町の考えをお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の鳥獣被害対策の強化についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

平成27年度の農作物被害額は、香川県全体で2億1,143万5,000円となっており、そのうち、イノシシによるものは9,081万5,000円で、約43%を占めております。

その中で、多度津町の被害額は393万7,000円、イノシシによるものが119万2,000円となっております。

また最近、他市町では、市街地にイノシシが出没し、人的被害を発生させる事例が相次いでおります。

多度津町では人的被害こそありませんが、白方・見立地区ではイノシシの出没や目撃情報が数多くあり、議員ご指摘のとおり、いつ市街地に現れてもおかしくない状況です。

ただ、有害鳥獣でも鳥獣保護管理法があり、一年中狩猟ができる訳ではありません。

許可の要らない一般的な狩猟期間は11月15日から2月15日までで、香川県の場合イノシシのみ3月15日までになっています。

それ以外の期間は許可が必要であります。

その許可に基づいて捕獲するイノシシの有害捕獲頭数も年々増加し、平成26年度には24頭、27年度には30頭であったものが、今年度は期間が通年になったこともあり、既に48頭捕獲しております。

次に、補助制度を利用した侵入防止柵の設置延長も、平成26年度には250mでしたが、27年度には3,123m、28年度には4,589mになっており、総延長は約8kmとなりました。

このように、捕獲と防止の両面で取り組みを行っているところではありますが、被害を十分に抑えるにはいたっておりません。

そこで、ご指摘いただきました、鳥獣被害対策実施隊についてでございますが、本年11月4日に要綱を制定し、平成29年1月に隊員を任命する予定であります。

本町におきましては、隊員の候補は、有害鳥獣捕獲に積極的に取り組んでいる猟友会の方と、担当職員等を対象に現在調整中で、当初は17～18名程度になるものと思われまます。

実施隊員になりますと、狩猟税の非課税措置が適用されたり、町の非常勤職

員として公務災害に対する補償等も受けることができるようになり、安心して取り組んでいただけることになると思います。

ただ、現在有害鳥獣捕獲を行ってくれている方は、イノシシの担当が3名、カワウの担当が8名、両方できるのが3名であり、そのまま実施隊員とただだけでは被害の軽減に大きな期待はできません。

そこで、今後は、狩猟免許取得にかかる講習会受講費と試験手数料に対する補助制度を活用して、なるべく大勢の方々に狩猟免許を取得して貰い、実施隊の充実を図ることが大切であると考えております。

以上で、渡邊議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございました。

狩猟期間が11月15日から、香川県の場合は3月15日ということで、今回ぜひともこの一般質問に取り入れようということで取り入れさせていただきましたが、町が11月4日要綱を設定、そして平成29年1月ですか、隊員を任命するというので、多くの町民の皆さんが安心している、そのように思われます。前向きに実施することは、まさに鳥獣被害対策の強化につながると期待しておりますし、今後も課題もいろいろと出てくるかと思われませんが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

それでは、続きまして2点目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問は、瀬戸内芸術祭高見島の今後の取り組みについてであります。

10月6日から11月6日の30日間、2万1,028人の方々が来島されました。

その間、180名のボランティアの皆さんや職員の方々のご協力をいただき、大きな混乱もなく、事故もなく盛況に閉幕しましたこと、改めて感謝申し上げます。

アートを通して島の魅力を一層多くの皆さんに知っていただき、前回の芸術祭にも高見島に来ましたという方々も多くおられ、驚きました。

そこで、質問に入りたいと思います。一括答弁をお願いいたします。

島の皆さんの声、来場者の感想や評価について、運営、環境の整備などの問題点について、3年後の芸術祭の実施計画の予定について、今後の課題について等でございます。

町のお考えをお伺いします。

産業課長（岡部 登）

渡邊議員の瀬戸内国際芸術祭の今後の取り組みについてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

まず、1番目の島の皆さんの声、来場者の感想や評価についてでございます

が、11月11日に高見島で町長との対話集會が開催され、高見島の皆さんから直接お聞きした中では、概ね、前回同様来島者のマナーも良く、浜地区にも作品ができて良かった、などのご意見や、屋外作品に残せるような作品が欲しかった、高齢者や小さい子ども連れは海のテラスの高さまでが限度ではないか、などのご意見がありました。

また、来場者の感想や評価としましては、各作品の受付に従事した方が来場者の言葉を記入するページを見ますと、新しい作品には驚きと来て良かったという書き込みが多数見られました。

ただ、継続作品でも、パスポートで入場したがもう一度見たい、と言って200円を払って再入場された方の数は、新しい作品とあまり遜色なく、前回見られなかったが評判を聞き、瀬戸内国際芸術祭に初めて参加された方も多かったのではないかと感じております。

次に2番目の運営、環境の整備などの問題点ですが、会期が始まるまでの問題点として、作家とボランティアの方々は、協力して取り組んでいくという理想的な関係を構築されましたが、指揮を執る香川県の実行委員会、事業を委託されたアートフロントギャラリーなどとの連携強化が今後の課題ではないかと考えます。

また、環境整備の面では、産業課内にある瀬戸内国際芸術祭推進室職員をはじめ、産業課以外の職員にも協力いただき、草刈り作業などを行いました。が、なかなか全ての要望に応えることが出来ず苦慮しておりました。

そこへ、前回の芸術祭をきっかけに結成された、高見島応援団「さざえ隊」の皆様が、花壇作りや通路の整備など、来島者の目線に立った様々な環境整備にご尽力いただきました。

非常にありがたく、改めてお礼を申し上げなければなりません、逆に言えば、町側のマンパワーが不足していたということでもあります。

次に、会期が始まってからの問題点は、前回の経験を十分に活かし切ることが出来ず、一部の職員に負担をかけ過ぎたことがあります。

これは前回の反省点でもありましたが、町の実行委員会は、きめ細かな対応、継続した対応ができるように、決裁権を持って独立した組織でなければならないのではないかと考えます。

次に3番目の3年後の芸術祭の実施計画の予定についてでございますが、瀬戸内国際芸術祭は来島者の数を増やすことが目的ではなく、いかに、訪れる人と島に住む人の双方が得るものがあるか、ということでございますので、今後は高見島の状況を見ながら、住民の方の負担にならないように、慎重に検討してまいります。

また、実施することになりましたら、今までの2回の経験を活かして、より成

功したと言えるように、体制を整えてまいりたいと考えております。

最後に今後の課題についてでございますが、既に申しましたように、これまでの経験を活かすための体制づくりが最も重要な課題なのではないでしょうか。

3年後開催する場合は、町実行委員会をはじめ全庁的に精一杯取り組んで参りますが、皆様方におかれましても、引き続き瀬戸内国際芸術祭の効果を最大限に発揮するには何ができるのか、それを各自で実践していただくことも、成功に繋がる要因のひとつであり、課題であると考えています。

以上で、渡邊議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございます。

これは、全体的に島の方、また来島者の方からいろんなご意見を船の中で聞いておりますので、今後のことも含めて話をしたいと思えます。

乳児というのか子供から高齢者も含めて、先ほど言われましたが、答弁にもありましたが、浜部落が1カ所だったんです、アートが。

坂を上がる、石段を上がるということで、浜部落にももう少し数があればという意見を聞いております。

それから、2点目でございますが、休憩所、憩いの家に休憩所があったわけでございますが、私もボランティアで行かせていただきましたが、乳母車を押してこられている若い方がおいでました。

乳母車で上までは無理で、抱いて上がるわけでございますが、乳母車の置き場とかそういうもんも表示していただければというふうに言われました。

それから、おむつをかえるベビーベッド、そういうのもあれば助かりますということと、それから授乳の場所、これも憩いの家って、カーテン一つ閉めて、そういう部分で目に触れないような形にとっていただければという、授乳の場所も言われました。

それから、私いろいろ言っていますが、高見島で瀬戸芸ができたことに対してすごく感謝しているんです。

その部分で喋っているわけでございます。

それから、石垣、立派なすばらしい石垣の横が溝というのか、落下する可能性が、今回もなかったんですけども、あるんじゃないかという、せめて危険という表示をしていただければというふうに言われました。

それから、駐車場、たくさん車がとまったわけでございますが、その付近に草が生えてたり、ごみが散乱していたときもあったそうであります。

そういう部分は皆さんで片づけなければならぬというふうには思いますが、一人でも多くの、こういったことに関して関心を持っていただければそ

ういう部分もなくなるのかなと、そのように思っております。

それから、高見島、もし3年後にするとということです。

もしした場合は高齢化がますます進みまして、3年前は四十何名ということでした。それが今回は30人を切っております、27名に減少しております。

さざえ隊は月3回も4回もお休み期間、何人かグループを組んで行かれているわけですが、草刈り、それから花壇の部分も本当に頭が下がる思いでやっております。

ただ、瀬戸芸だけに、ちょっと前に行くんじゃないくて、瀬戸芸が終わった時点で、はや高見島のほうへも行っておられます。

そういった意味で、多くの高見島のさざえ隊が、今後人口減少に伴う、高見島伴うということで、さざえ隊だけではなくて多度津町全部の方が町を挙げて取り組んでもらえたらなって、そのように思っておりますし、声をかければ大いに賛成していただける方も増えてくるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、実は百十四のATM付近で、瀬戸芸の日曜日だったんですけど、日にちは把握できてないんですけども、猫が車にひかれて亡くなっていました。

駐車場にとめてほとんどの方がその歩道を通るということで、すごくつらいなという思いがしまして、早速、港においでた職員の方にお話ししますと、電話をしていただいて早急に片づけていただいたということで、そういう部分は大変だったと思いますが、とても感謝しております。

最後になりますが、いろんな意見等もございますが、高見島、島のよさを皆さんに知っていただくということで、外国の方だけではなく若い方もたくさん来られました。

本当に感謝でいっぱいでございますので、町を挙げて皆さんの気持ちを大切にしながら今後取り組められたらなど、それが町の活性化の一つになるのかなという思いをしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

要望でございます。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

要望ということで、ありがとうございました。

これをもって、11番渡邊美喜子議員の一般質問を終わります。

次に10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番 日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は、平成28年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、町長及び教育

長、そして各関係担当課長に対し、1、道徳の教科化について、2、高齢者の医療制度の見直し案についての2点について一般質問をいたします。

まず最初に、「道徳の教科化について」であります。

2018年度から道徳が教科になることが決まり、既に多くの学校で試行が始まり、小学校は2018年度、中学校は2019年度に完全実施となります。

今まで週1時間あった道徳の時間は教科ではありませんでした。

学活などと同じく普段の授業とは別に週1時間行う領域、つまり1958年制定の特設道徳でありました。

また、心のノートの使用が2002年から実施をされてきました。

そもそも道徳の時間には反対意見が広くあり、その理由は戦前のように国が決めた価値観を押しつけることになり、表面的ないい子を生み出すことにつながるといったものでございました。

中でも、教育学の主流としては、道徳性は学校の教育活動全体を通して育まれるもの、つまり全面主義であり、成績をつける必要性のある教科にはふさわしくないと考えられております。

しかし、現場の先生たちは、週1の特設道徳の時間もさまざまに工夫をし、子供たちの道徳性を高めようと実践をしてきたわけであります。

それなのに、なぜそれをわざわざ教科に、しかも特別のものに変えたのでしょうか。

この動きをリードした教育再生実行会議（安倍首相の諮問機関）でありませぬ、この第一次提言2013年2月には次のようなことが書いてあります。

1、いじめ問題が深刻になっている、2、青少年の犯罪や問題行動などが多発している、3、社会全体のモラルが低下している、だから教科にして学校で道徳教育を充実させなければいけない。

この提言を受けた懇談会から出た文章によりますと、「いじめ問題が深刻な状況にある今こそ、制度の改革だけでなく本質的な問題解決に向かって歩み出すことが必要であり、心と体の調和のとれた人間の育成の観点から、道徳教育の重要性を改めて認識をし、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化する。」

これは、「道徳教育の充実に関する懇談会、今後の道徳教育の改善、充実方策についての報告」であります。（2013年12月26日）

確かにいじめ問題は、今なお、多くの子供を苦しめ、時には、みずから命を絶たざるを得ない状況を生んでおります。

教育に携わる人たちは、一刻も早く取り組まなければならない深刻な課題であります。

そもそも道徳性は、私たちの暮らす社会の基盤となる大切なものでありま

す。

自分の人生をよりよく生きること、異なる他者と共生的に生きることの根幹に道徳性があることは広く知られております。

大切にすべきであるのは当然のことであります。

そして、多くの保護者も我が子に対し、「思いやりのある優しい子になってほしい」と願っております。

しかし、政府や文科省は、道徳を教科にしないと道徳教育は進まない、そして教科化にすると「いいことばかり起きる」ように言いますが、よく検討してみますと、むしろよくないことが起きそうであります。

教科化のきっかけとなった「大津いじめ事件」、2011年ではありますが、これが起きた中学校は文科省指定の道徳教育研究推進校でありました。

教育評論家の尾木直樹氏も、「道徳教育をやればいじめがなくなるなんて真っ赤なうそ」（東京新聞2015年1月17日付）と言っております。

これは押しつけ型の道徳教育が意味を持たないとの意味であります。

授業や行事、学級づくりなど、学校の教育活動全体の中で、子供たちの中に他者への共感性、つまり悪質な他者とともに生きるイコール共生の感性を育てること、これを基盤にいじめ問題に正面から取り組むことが、道徳性の教育であると言ってもいいのではないのでしょうか。

そして、こうした実践は、民主的な学校づくりと並行して、既に各地で行われてきたことでもあります。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目は、多度津町における道徳の教科化に対する町長、教育長の見解はどうなのかお尋ねをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の道徳の教科化についてのご質問にお答えをいたします。

多度津町の教育大綱の中に、道徳教育の推進を掲げております。

これは、未来を担う多度津町の子供たちの健やかな成長を図るためには、学校、家庭、地域社会における子供たちの道徳性の育成は極めて大切な課題と考えているためであります。

今回の学習指導要領の改訂に伴う道徳の教科化については、学校における主体的な取り組み、実効性のある取り組みにつながるよう町として環境整備や支援を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の道徳の教科化についてのご質問にお答えします。

道徳に関しては、他教科に先んじて学習指導要領の改訂が進められ、平成

27年3月には学習指導要領の改正の告示、そして小学校では平成30年度より、中学校では31年度より、特別の教科道徳が設置されることになりました。

教育基本法にある教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すとあり、その基盤としての道徳性を養うことが道徳教育の目標であります。

そのため、学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、発達の段階を考慮して適切な指導を行わなければならないと現行の学習指導要領の総則に示されています。

今回の改定では、道徳の教科化が示されました。

これを受ける形で、学校現場や教育委員会は実施に向けての研究、体制づくりの検討を始めているところであります。

教科化の背景には、いじめ問題に象徴される問題行動の深刻化、グローバル化や情報化、少子・高齢化の進展などがあります。

これまでも繰り返し道徳教育の充実と課題が指摘されながら、全体としては十分な改善に至らなかったことの反省を踏まえ、道徳教育が学校全体の真の中核としての役割を果たすこととなるよう早急に抜本的な改善、充実を図る必要があるとしております。

その方策として、教育課程上の位置づけを道徳の時間から特別の教科道徳とし、学習指導要領に定める目標、内容、指導方法、評価を改善して道徳教育の充実を図ろうとするものです。

こうしたことから、今後は道徳教育の充実を図るために、道徳の教科化によって実効性のある道徳教育が推進できるよう学校現場での主体的な取り組みができるよう支援したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目に文科省が教科として急いで強化するのはなぜかについてお尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の文科省が教科化を急ぐのはなぜかについてのご質問にお答えします。

学校教育において、極めて重要な位置づけにありながら、いまだに道徳教育を忌避しがちな風潮があること、他教科に比べて軽んじられていること、読み物の心情理解に偏った形式的な指導に陥っていること、一方ではいじめの根絶や規範意識の育成などの喫緊の課題に迫られていること等を文部科学省

による説明や中央教育審議会の答申の中で指摘されております。

また、平成12年の教育改革国民会議で論議され、平成26年の中央教育審議会で道徳に係る教育課程の改善の答申が出され、教科化を実施するための条件を整え、時間をかけて実施の方向を示したものだと考えております。

以上です。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目に道徳が教科になると問題は解決するのかについてお尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の道徳が教科になると問題が解決するのかのご質問にお答えします。

教科化することで全ての問題を即座に解決させることは難しいと考えます。

解決に向けての必要条件ではありますが、十分条件ではないと考えております。

教科化することで、現場の工夫、努力が加わり、小学校から中学校までの教科としての体系的な指導が計画的に積み重なり、学校、家庭、地域との連携を図った道徳教育の充実が図られることで、道徳教育が問題解決への大きな力となっていくように考えております。

以上、尾崎議員の再質問にお答えしました。

議員（尾崎 忠義）

4点目に、道徳が教科化されるとどうなるのか。

また、安倍内閣の強調する美しい国としての愛国心の徳目とは何かについてお尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の道徳が教科化されるとどうなるかについてのご質問にお答えします。

教科となるための課題には、一般的には中学校以上では当該教科の教員免許状をどのように扱うかとか、教科書が必要になるとか、適切な評価が必要になるというようなことがあります。

今後も文科省の動きを注視しながら、教科化への対応を進めてまいりたいなというふうに考えております。

議員ご指摘の愛国心の徳目は何かについては、その指摘するものについてですけれども、新しい学習指導要領の内容は大きくは4つの視点があるんですけども、自分自身に関すること、人とのかかわりに関すること、集団や社会とのかかわりに関すること、生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することの4つの視点から構成され、集団や社会とのかかわりに関することの中に内容

項目、伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度が位置づいております。

ここでは、国とは歴史的に形成された国民、国土、伝統文化などから成る歴史的、文化的な共同体としての国を意味するものであります。

国を愛するとは、偏狭で排他的な自国賛美ではなく、国際理解、国際親善に関する指導と相まって、国際社会に向き合う我が国の一員としての自覚と責任を持って国際親善に努めようとする態度につながっていくという点に留意する必要があると学習指導要領の解説では指摘しております。

以上で尾崎議員の再質問に対する答弁を終わります。

議員（尾崎 忠義）

5点目に、教師や学校はこれらに対してどう対応すればよいのか、お尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の教師や学校はどのように対応すればよいかについてのご質問にお答えします。

まずは、新しい学習指導要領についての理解を深める必要があると思えます。

そのための研修を実施するとともに、今現在も行われているわけですが、自主的な研修会や校内の現職教育において、新しい学習指導要領を見越した道徳の授業改善について日々の実践の中で検討していくということが肝要だと考えております。

以上で尾崎議員の再質問に対する答弁を終わりたいと思えます。

議員（尾崎 忠義）

5番目に教師や学校は今後どのように対応すればよいのかお尋ねいたします。

議長（志村 忠昭）

今言った。

議員（尾崎 忠義）

失礼しました。

すみません、間違えました、再質問です。

今現状では、教育現場では教師は研修会が頻繁にありまして、大勢の方が参加しております。

先生方はほかに対しても不登校児の生徒指導、その他関係がありまして、極めて時間的に多忙となっているのが教育現場であります。

そして、教科化することについて、評価方法が点数化ではなくて記述式になっているということが、教育現場ではこのように強制されたら児童の心を育

てられないと困惑しているという話を聞いております。

そこで、評価されるための通信簿になってしまうのではないのか、また通信簿での学びのたよりですが、これに入れるのが今大問題ではないのかと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の道徳の教科化に伴う評価についての問題点ではなかったかなというふうに思います。

それについて答弁させていただきます。

確かに道徳の評価というのは大きな課題となっており、いろいろなことが検討されました。

文科省のほうでは、尾崎議員が指摘されたように数量的な評価はしないということでありました。

しかし、教科化を進めていくためには、当然評価というのは位置づける必要があるというふうに考えております。

その評価の方法ですけれども、今学習指導要領の解説の中では、道徳の時間の学習状況の様子、子供が意欲、関心を持って取り組んだかとか、積極的に発表できたか、あるいはしっかりと考えることができたというのを観察とか言語分析なんかを通して評価する。

それと、道徳性については、道徳性が成長したか、成長できているかという事柄について文章で表現するということになろうと思います。

ただ、評価については、大きな枠のあり方については学習指導要領の中にも示されているわけですが、学校の実態とか評価の仕方の具体的な事柄については今から学校現場がしっかり考えていくべきことではないかなというふうに思います。

また、評価することは、子供の側だけではなくて教師の側も指導法について改善したり、あるいは学びのたよりを通じて保護者との連携とかということにもつながっていくことになるのではないかなというふうに思います。

評価を通して子供の道徳性が育成できるように、今から検討していかなければならない課題だというふうに考えております。

以上で尾崎議員の再質問についての答弁を終わります。

議員（尾崎 忠義）

6点目に、我が多度津町として、また我々の地域での学校が目指す道徳教育はどのようなものかについてお尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の多度津町としての我々の地域の学校が目指す道徳教育はどのようなものかということについてのご質問にお答えします。

教科化に伴い、教科書ができることとなります。

全国至るところで共通的な教育実践が行えるようになりますが、郷土愛などの項目については地元の人物を取り上げるなど教材の発掘が大切になると考えております。

多度津町の人やことやものを取り上げ、資料や教材化を図り、道徳教育の充実を図りたいと考えております。

指導法についても、児童・生徒に一方的に道徳的な価値を教え込むのではなく、教師、家族、地域の人々がともに学び、ともに考えていく道徳教育を推進したいと考えております。

以上で尾崎議員の再質問についての答弁を終わります。

議員（尾崎 忠義）

次に、高齢者の医療制度の見直し案についてであります。

厚生労働省は、去る11月30日、高齢者に医療費の耐えがたい負担増を迫る取りまとめ案を社会保障審議会医療保険部会に示しました。

社会保障費の「自然増」の徹底削減方針に基づき、高齢者に実施するものがあります。

自己負担の上限額（月額）を定めた高額療養費について、70歳以上で住民税を払っている1,400万人を中心に、69歳以下と同水準に引き上げる、5割を占める年収370万円未満の「一般所得者」は外来のみの上限特例も廃止し、月1万円から2万円が5万7,600円に上がります。

また、75歳以上の保険料を最大9割軽減している「特例軽減」を廃止し、75歳になる人は2017年度から保険料が2倍になるなど、最大10倍もの負担増が強いられます。

療養病床に入院中の65歳以上は、新たに居住費を1日320円から370円に引き上げるなど、軒並み負担増となる内容でございます。

一方、子供の医療費助成に対する国の罰則措置、つまり国保の国庫負担の削減については見直し対象を未就学児までに限定し、子育て支援のために廃止を求める住民や自治体の声に背を向けております。

また、「かかりつけ医」以外を受診した際の追加負担や「市販類似薬」の保険外し、縮小は引き続き検討するとすることにとどまりました。

今回の医療制度の見直し案の概略は次の通りでございます。

1、70歳以上の自己負担の引き上げ。

一般所得者1万2,000円を最大5万7,600円の外来にするわけでございます。

2点目には、後期高齢医療の保険料特例軽減を廃止をする。

これに伴い、916万人の保険料が2倍から10倍化する。

3点目に、療養病床の65歳以上の居住費の引き上げ。

4点目に、子供の医療費助成への懲罰措置。

未就学児に限って見直しをするとなりますが、そこでお尋ねをいたします。

第1点目は、高齢者が「医者にかかれず重症化を招くだけ」との声が上がっておりますが、町当局としてはどのように考えるのかお尋ねをいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員ご質問の高齢者の医療制度の見直し案に対する町の考え方についてのお答えをいたします。

今回の2017年度以降の公的医療制度の見直し案については、高齢化が進む中で持続可能な医療制度を確保するため、1、高額医療費制度の見直し、2、保険料軽減特例の見直し、3、入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直し等が上げられております。

この中で、医者にかかれず重症化を招くだけというご質問は、高額医療費制度の見直しについてだと考えますが、今まで平成18年度以降見直しの行われていなかった70歳以上の方について見直しを行い、世代間負担の公平性の観点からも現役世代と同様に外来上限特例をなくしていくという議論が進められているところです。

まだ議論中であり、高齢者の負担増となることに否定的な意見もあるようですので、今後の議論を見ながらにはなりますが、町としましては医療費の適正化や将来の医療費の確保といった観点からある程度の自己負担はやむを得ないと考えますが、負担増により必要な医療を受けられず重症化を招くことがないよう各課連携し、よりきめ細やかな対応が求められていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目でございますが、「医療へのアクセスを阻害してはいけない、慎重に検討するべきだ」と思いますが、これについてどうかをお尋ねいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

議員ご質問の医療へのアクセス阻害についてお答えいたします。

町の考え方としましては、医療が必要な人が医療を受けられることが必要だと考えております。

特に低所得者について、経済力の差によって受診機会が阻害されないように慎重に検討していくべきであると考えております。

町としましては、先ほど申しましたように各課連携し、きめ細やかな対応をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

3点目に、「重症化につながれば医療保険財政にも支障を来す」ということについてどのように考えるのかお尋ねをいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

議員ご質問の保険財政への支障についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、重症化につながれば治療費が多くなり、医療保険財政にも支障を来します。

町としましても、重症化を防ぐには疾病の早期発見、早期治療が重要であることを住民の方々にご理解いただけるよう、各種健診の受診率向上や生活習慣の改善についての取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

4点目でございますが、厚労省の取りまとめ案に対し、高齢者の医療費負担増での町における影響はどのくらいになるのか、また対象人数は何人かをお尋ねいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

議員ご質問の高齢者の負担増での町の受ける影響についてお答えいたします。

概算ではありますが、まず高額医療費の見直しについてですが、今現在、約1,200名の前期高齢者、70歳から74歳のうち、外来上限特例廃止が検討されている一般区分約750名について、約1,200万円年間の医療費が軽減される見込みです。

また、所得分の細分化や外来上限額の増額による現役並み区分、低所得区分の方の影響も含めると、約2,000万円の保険給付費の支出の軽減が見込まれます。

次に、後期高齢者医療保険料の軽減額の見直しについてでございますが、後期高齢者医療被保険者約3,700名のうち、現在均等割について9割軽減の該当者、8.5割軽減の該当者はそれぞれ約650名となっております。

これらの被保険者が7割軽減になりますと、約1,000万円の保険料収入増となります。

また、所得割について5割軽減されている被保険者が約400名おられ、その軽減がなくなることにより約550万円の保険料収入増となります。

また、社会保険の被扶養者約300名であった方の軽減分も含めると、全体では約2,000万円の保険料の収入増加が見込まれます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、再質問させていただきます。

ただいま答弁がありました、高齢者が負担増となった場合に、前期高齢者、一般区分ですが1,200万円、それから外来上限額の増額による現役並みの区分、低所得者区分が2,000万円、9割軽減の該当者が、8.5割軽減の該当者ですが、これが1,000万円、それから所得割、5割軽減で400名で、これが5割軽減を廃止すると550万円、それから社会保険被扶養者が300名が2,000万円、これを合わせますと6,750万円でございます。

これが全部高齢者への負担増となるわけでございます。

それで、これは高額療養費の制度あるいは後期高齢者医療制度の保険料軽減措置、これらは高齢者の経済的負担を少しでも軽減をして受診の機会を保障するとして設けられた経過がある制度でございます。

このような高齢者の配慮を捨て去るとというのが余りにも冷たい、このような姿勢でございます。

これは、高齢者については、受診の頻度が高いので家計の医療費自己負担が過重なものにならないようにするために設けられたものでございますが、今後これを国の方針として自然増を抑制するというところで取りまとめ案が発表されたわけでございますが、これによりますと70歳以上が月4万4,400円、年収で約370万円から、住民税非課税の場合には外来だけで月1万2,000円を上限とする特例措置もあったわけでございます。

そして、今高齢者を取り巻く経済状況は、頼みの年金収入が目減りするばかりでございます。

そして、このようなことになれば負担の激増に耐えられない。

それで、私が心配するのは、今後多度津町に対し後期高齢者の保険料が滞納とならないのか、それとまた格差と貧困の拡大がより我が町で進むのではないか、3つ目には無保険の高齢者が激増するのではないか、4点目に正規の保険証をもらえない人が増えるのではないかとということに危惧するわけでございます。

そういうことについて、非常に深刻な、このような厚労省の取りまとめ案に対して危惧するわけでございますので、答弁をお願いしたいと思います。

住民課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

今、再質問いただきました全ての問題点につきまして、現在厚労省の社会保障審議会医療保険部会で協議している最中ございまして、今月末までに結論を出すもの、あるいは年度末までに結論を出すものという部分がいろいろございます。

また、審議会の中におきましても、厚労省が出している案に否定的な委員さ

んもおられます。

町としましては、今後の審議会の動向を注視してまいりたいと思っております。

また、中にもございました、質問でもお答えしましたが、困窮家庭等とかそういう方については今までどおり各課連携しまして一刻も早く対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議員（尾崎 忠義）

以上、2点につきまして、私は町当局の答弁を求めてまいりました。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、10番尾崎忠義議員の一般質問を終わります。

時間が迫っておりますけれども、続けてやりますので、お願いいたします。

次に3番、金井浩三君。

議員（金井 浩三）

先日亡くなられました佐々木勇議員に対して、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、3番、金井浩三、一般質問させていただきます。

まず1点目、瀬戸内国際芸術祭2016について。

瀬戸内国際芸術祭2016の秋期参加で高見島が10月8日から11月6日までの30日間、2回目の参加をいたしました。

私も10月20日、1日間、ボランティアとして「除虫菊の家」で受付及び案内をさせていただきました。

確か来場者数は145名だったと記憶しております。

来場者の中には前回も訪れた方がいて、何も変わってないのねと言われました。

後で担当者に聞くと、「除虫菊の家」と「うつりかわりの家」は継続作品ですからと言われました。

また、帰り道で気がついたのですが、3年前より空き家が増えたように思えたので聞くと、3年前住民41名、現在住民27名ということがわかりました。

そして、11月10日木曜日の日本経済新聞四国版に、瀬戸芸108日間の会期を終え閉幕、その中に各島々への入場者数が、そして高見島2万1,028名、3年前はたしか多度津町の人口を上回る2万四千数人ぐらいではなかったかと、約3,000人来場者数が減少、島の人口も減少、地域活性のために参加した芸術祭、これでいいのだろうか。

そこで、丸尾町長、今回の芸術祭についての総括をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

金井議員の瀬戸内国際芸術祭の総括についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の「除虫菊の家」という作品は、高見島の中学校より上にある作品の中でも最上部にあり、「海のテラス」からさらに急な階段や坂道を登らねばならず、トイレに行くのにも困るような場所にあつて、受付や案内は大変であったろうなと思ひ、また感謝をしているところであります。

その「除虫菊の家」ですが、「うつりかわりの家」、「海のテラス」とともに、前回からの継続作品であります。

本来なら、作品は会期が終われば撤去するのが原則ではありますが、会期外も活動は続いているということから継続作品が選ばれております。

今回は、全部で9作品のうち3作品が継続作品で、高見島を象徴するものとして前回と今回をつなぐ役割を果たしてくれました。

今回も次回への継続作品を選定するに当たって、作家側と町、県の三者間での意思の疎通を十分に図ってまいりたいと考えております。

また、今回の瀬戸内国際芸術祭の来場者につきましては、議員ご指摘のとおり2万1,028人で、前回の2万4,371人に比べますと13.7%減少しておりますが、高見島同様に前回から参加したほかの島々と比較をいたしますと、丸亀市の本島では前回2万8,372人から今回2万1,802人へ23.2%の減少、三豊市の粟島では3万2,412名から2万3,668名へ27%減少しているということを考えますと、高見島の減少率は低かったのではないかと考えられます。

ただ、全体的な中西讃地域の島々の来場者の減少に対する対策につきましては、香川県の実行委員会等と今後検討を重ねていく必要があると考えております。

以上のように問題点や課題は多く、住んでいる方も減少していますが、現代社会に対するメッセージを持った現代美術を媒介にして、高見島以外に住む人々との交流が都会では得られない地域のよさの発見につながったり、島に住む高齢者の方が元気に活動していくようになるのを目の当たりにすることは、事業にかかわる者としてうれしく感じております。

さらに、離島にスポットが当てられ多くの来島者があれば、瀬戸内海の美しい風景を堪能しつつ島の歴史や特産物などを知る機会となり、同時に多度津町や高見、佐柳島の未来を考え、離島振興、地域活性化について一緒になって発信していけるのではないかと考えております。

そのためにも、皆様の温かいご支援が必要でありますので、何とぞご協力いただきますようお願いを申し上げて、金井議員のご質問に対する答弁とさせ

ていただきます。

議員（金井 浩三）

次回国際芸術祭まで3年ありますので、時間はたっぷりあります。

ゆっくりよく考えたらいいと思います。

それでは、次の質問に移させていただきます。

国民健康保険税の徴収について。

毎年9月定例会において前年度の一般会計、特別会計決算認定が議題に上がってまいります。

その中に監査委員の方々の各課に対する意見も上がってきます。

毎年同じ意見が、税務課平成26年度、国民健康保険税において依然として苦戦が続いている。

いま一度徴収方法を工夫し、成果の改善に努められたい。

平成27年、国庫税の徴収率が県下各市町の最下位という現状を打破するための方策を関係各課一団となって講じられたい。

この最下位とはどういうことなのか。

そして、現在どのように改善されたのか、その報告をお願いいたします。

税務課長（泉 知典）

金井議員の国民健康保険税の徴収についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

国民健康保険税の徴収については、口座振替のさらなる加入促進、分納誓約者や短期証交付世帯の納付管理や指導の徹底、居住不明者の実態調査、租税債権管理機構への移管など、徴収率を向上するための取り組みを行っています。

徴収率でございますが、確かに国民健康保険税の徴収率は平成25年度より県下で最下位となっておりますが、徴収率は平成23年度が88.70%、24年度が88.99%、25年度が89.19%、26年度が90.52%、27年度が90.77%と毎年向上しております。

また、一般税の徴収率は、県内で直島町に次いで2位となっており、国民健康保険税の徴収率との差が際立っています。

一般税も国民健康保険税も同様に対応しておりますが、国民健康保険税の未納者は収入が少なく、預貯金がないものや所在不明者や重複資格者が多く、差し押さえや公売などの滞納処分の執行ができません。

これらのことを踏まえて、平成29年度より健康保険証の資格者証を採用し、滞納処分の早期化を租税債権管理機構と連携していこうと考えております。

滞納処分を早期に行うことにより、分納、差し押さえ、不納欠損についても迅速に処理が可能になると思われまます。

また、滞納者の資格についても、資格担当の住民課と連携をとり、所在不明者の住民票消除及び重複資格者の離脱処理を依頼しているところです。

今後とも、国民健康保険税のみならず納税の公平性の確保及び税の法秩序の確立と推進を図り、徴税の徴収率向上に向け、納税者に対し、納期限内に全額を一括しての納税の法令遵守の啓発活動を強化してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

徴収率が毎年向上しておるということは現実わかったんですが、90.77%が最下位ということもわかりまして、そして平成29年度より租税債権管理機構と連携して徴収率を上げていくという考えもわかりましたが、その場合、徴収率の目標はあるんですか。

何%アップを目指しているのかお聞きいたします。

税務課長（泉 知典）

金井議員の再質問にお答えしたいと思います。

徴収率につきましては、当然上昇するのはもちろんでございますが、目標としましては、重点課題にも目標を上げておりますが、平成30年が91.5%、できれば92%が最大の目標になるんですが、91.5%、現年がいくまで頑張らねばならぬと思っております。

それに向けて税務課課員一同、他の課とも連携して徴収率の上昇の強化に努めてまいりますので、ご協力お願いいたします。

以上です。

議員（金井 浩三）

目標は、限りなく100%に向けて頑張ってください、期待しております。

次、第3点目、香川県信用保証協会への預託金について。

同じく監査委員の方々が産業課に対する意見として、平成25年度、多度津町中小企業融資制度の利用状況が極めて低調であるので、信用保証協会への預託金の減額等を検討されたい。

平成26年度、引き続き多度津町中小企業融資制度を見直し、香川県信用保証協会への預託金の減額等を検討されたい。

また、平成27年度も、国全体の中小企業への融資制度の状況などから香川信用保証協会への預託金の減額について引き続き検討されたいという意見が上がっております。

なぜ同じような意見が毎年上がってくるのか、ご答弁お願いいたします。

産業課長（岡部 登）

金井議員の香川県信用保証協会への預託金についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

まず、この制度の概要についてご説明させていただきますと、信用保証協会は信用保証協会法に基づき中小企業、小規模事業者の金融円滑化のために設立された公的機関でございます。

事業を営んでいる方が金融機関から事業資金を調達する際に、信用保証協会は資金調達のサポートをしております。

事業者が信用保証協会を利用することの大きなメリットの一つは、取引している金融機関の独自融資とは別に事業拡大等のためのさらなる融資が必要な場合に信用保証協会を活用して融資枠の拡大を図ることができるということでございます。

ただ、リスク管理の面から、平成28年度の特産振興小口融資の固定融資利率が2.0%と少し高く設定されておりますので、中小企業等が取引している金融機関の独自融資限度額内の融資を受けるのであれば活用されることはないのではないかと考えられます。

次に、その制度内容を詳しくご説明いたしますと、本町の香川県信用保証協会への預託金は3,000万円でございますが、1カ所に預託しているわけではございません。

預託先は、百十四銀行へ960万円、中国銀行へ750万円、香川銀行へ645万円、高松信用金庫へ645万円と分散されております。

また、香川県も各金融機関に町の2分の1を預託しております。

つまり、利用する事業者によって取引金融機関が違っていることから、そのような特別融資枠をそれぞれの金融機関に設定してもらう必要があるために、合計金額が3,000万円となっているのであります。

ここで、もう少し詳しく百十四銀行を例にいたしますと、町の預託金が960万円ですので、香川県の預託金が480万円、合計1,440万円が百十四銀行に預託され、企業への融資枠は預託金の5倍の7,200万円となっております。

すなわち、町の預託金を100万円減額すると、それにあわせて県の預託金も減額され、企業への融資枠が750万円減額されるということでございます。

ご質問にございます預託金の減額へのご指導についてでございますが、現在の固定金利が2%と金融機関の貸付利率よりも高いということと、企業の拡大融資の希望が少ないという状況により運用実績が低調であるために、預託金の減額のご指導があったものと考えております。

しかしながら、3,000万円は4月1日に預託し年度末に返還されることから、1年間預けた利息を町の基金と同様の利率で計算しても1万2,000円程度であり、その金額で経済状況の不安定要素から中小企業等を守るセーフティネットが1年間構築できるのなら、非常に費用対効果は高いと言えます。

まして、企業の成長を支援するという町の立場からも融資枠の確保は不可欠

であると考えておりますので、今後は利率を下げるできないかなど利用拡大に向けての方策を探ってまいりたいと考えております。

以上で金井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

監査委員の方は、預託金に対して町内の企業の利用者が少ないからこのようなことを言ったのだと思います。

それでは、平成26年度、この信用保証協会を利用された企業数、金額、また平成27年度、利用された企業、金額は幾らになるのか、よろしく願いします。

産業課長（岡部 登）

ただいまの金井議員の再質問に対し、答弁をさせていただきます。

26年度、27年度の資料につきましては、手元にございませんで、後日ご返答したいと思います。よろしく願いいたします。

議員（金井 浩三）

監査委員の方も、予算につきまして優先順位があるのだと思いますので、そちらを十分に、行政の方、考えてもらったらと思います。

以上で終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって3番金井浩三議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了します。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。大変お疲れ様でした。

散会 午前12時00分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 28 年 12 月 8 日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記